

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4265885号  
(P4265885)

(45) 発行日 平成21年5月20日(2009.5.20)

(24) 登録日 平成21年2月27日(2009.2.27)

(51) Int.Cl. F 1  
A 6 1 M 35/00 (2006.01) A 6 1 M 35/00 Z

請求項の数 1 (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願2002-93296 (P2002-93296)	(73) 特許権者	502089899
(22) 出願日	平成14年2月20日(2002.2.20)		古川 隆
(65) 公開番号	特開2003-235989 (P2003-235989A)		愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字上山186
(43) 公開日	平成15年8月26日(2003.8.26)		—1
審査請求日	平成15年9月22日(2003.9.22)	(74) 代理人	100092130
審判番号	不服2006-23816 (P2006-23816/J1)		弁理士 若原 誠一
審判請求日	平成18年10月20日(2006.10.20)	(72) 発明者	古川 隆
			愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字上山186
			—1
		合議体	
		審判長	亀丸 広司
		審判官	鈴木 洋昭
		審判官	蓮井 雅之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 水虫治療用具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

水虫治療薬液に浸漬され、足に装着される内靴下と、  
この内靴下の外側に装着され、液漏れしない薬液不透過袋と、  
この薬液不透過袋の外側に装着される上靴下とを備え、  
この上靴下の口は、上記薬液不透過袋の口及び上記内靴下の口より高く、上記薬液不透過袋の口は、上記内靴下の口より高く、

上記薬液不透過袋の口が紐部で縛られ、上記薬液不透過袋の外側に上記上靴下が装着されることによって、当該薬液不透過袋内の上記水虫治療薬液が足首まで上げられ、

上記水虫治療薬液は、水虫薬をアルコールで希釈したものであり、当該アルコールで希釈された水虫治療薬液に上記足が浸漬され、これにより、この水虫治療薬液は足の表皮全体に浸透して、表皮が剥がれることを特徴とする水虫治療用具。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

この発明は水虫の患部をはじめ、水虫菌の付着範囲以上の所を、水虫治療薬液に数十分から時間単位で浸漬して、角質層を柔らかくし、表皮全体に水虫治療薬液を浸透させて、水虫菌を殺菌・消毒・死滅させる治療をする水虫治療用具に関する。

【0002】

【従来の技術】

10

20

従来は患部に太陽灯をあてるか、患部に少量の水虫薬を塗っているが、水虫薬の浸透性が悪く、それでは足全体に付着繁殖している水虫菌の根絶はむずかしく、すぐまた各所で水虫菌が繁殖して、長期間水虫に悩まされているのが現状である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

- (1) 従来の治療法は、局部治療法である。
- (2) 投薬治療も副作用が心配である。
- (3) かゆみがなかなか止まらない。
- (4) 治療に長期間かけてもなかなか根治しない。

本発明は、これら(1)乃至(4)の課題を解決しようとするものである。

本水虫治療用具は、局部を含め、広い範囲で、水虫菌の居所のすべてを、水虫治療薬液にて殺菌・消毒する全体治療のためのものである。

【0004】

【課題を解決する為の手段】

上記課題を解決するため、本発明の水虫治療用具は、水虫治療薬液に浸漬され、足に装着される内靴下と、この内靴下の外側に装着され、液漏れしない薬液不透過袋と、この薬液不透過袋の外側に装着される上靴下とを備え、この上靴下の口は、上記薬液不透過袋の口及び上記内靴下の口より高く、上記薬液不透過袋の口は、上記内靴下の口より高く、上記薬液不透過袋の口が紐部で縛られ、上記薬液不透過袋の外側に上記上靴下が装着されることによって、当該薬液不透過袋内の上記水虫治療薬液が足首まで上げられ、  
上記水虫治療薬液は、水虫薬をアルコールで希釈したものであり、当該アルコールで希釈された水虫治療薬液に上記足が浸漬され、これにより、この水虫治療薬液は足の表皮全体に浸透して、表皮が剥がれるようにした。

【0005】

【発明の実施の形態】

本発明の実施の形態について以下に説明する。

- (1) 水虫薬をアルコールにて希釈して、水虫治療薬液4をつくる。
- (2) 足1に内靴下9をつけ、手のときは手に内手袋をつけ、これを薬液不透過性の袋である薬液不透過袋8で包む。この薬液不透過袋8の中に水虫治療薬液4を入れ、この薬液不透過袋8の足口で紐部6を縛り、上靴下7(押し上げ用靴下)を履き、手のときは上手袋をはめ、水虫治療薬液4が足首・手首まで上がってきた事を確認する。これにより、図1の足1のくるぶし3の上の水虫治療薬液上昇ライン2まで水虫治療薬液4が上がってくることになる。毎日1回以上数十分～1時間程浸漬し、表皮に充分薬液4を浸透させる。上記薬液不透過袋8は、図2に示すように紐部6と袋立ち上げ部5とを備えている。
- (3) 靴を2足用意し、殺菌効果の強いアルコールを片方に20～50cc程靴の中に入れ、細い棒に綿を巻きつけた物で、このアルコールをかき混ぜ、靴中全体にアルコールを浸透させ、自然乾燥したものを使用する。
- (4) 靴下はたえず殺菌・消毒したものを使用する。
- (5) 毎日浸漬を続けると、しばらくして表皮が鱗状になり剥がれてくるが、やめずに毎日浸漬を続け、3回程表皮が剥がれる迄繰り返し、足が綺麗になれば治療は完了する。
- (6) 内靴下9と袋4内の薬液は何回も使用し、薬液を補充する。
- (7) 水虫菌は何処にでも居るし、体質的にも水虫に罹りやすいので、1年に数回は治療し、靴の殺菌・消毒をした物を週に1回交換する事で、靴内の水虫菌・雑菌の繁殖を無くし、靴の悪臭も無くなる。
- (8) 浴室の床、マットを消毒する。
- (9) アルコールを使用するため、アルコールの使用上の注意を遵守する。

出願当初の特許請求の範囲は以下の通りであった。ただし誤記、不明瞭箇所、発明の名称に関しては訂正した。

[1]水虫治療薬をアルコール基材で希釈した水虫治療薬液に、足・手を浸漬する治療用具

[2] 足に内靴下をつけ、手に内手袋をつけ、液漏れしない袋に入れて、水虫治療薬液を入れ、その上をさらに、上靴下・手袋で押さえる事で、少量の治療薬液を足首・手首より上まであげて、浸漬する治療用具。

[3] 水虫菌の殺菌の為、靴下を毎日殺菌・消毒する治療用具。

[4] 水虫菌の殺菌の為、靴内を定期的にアルコール消毒する治療用具。

[5] 靴内をアルコール殺菌・消毒して、靴の消臭をする治療用具。

【発明の効果】

本発明は、水虫菌が繁殖すると考えられる所以上の広範囲を、すべて水虫治療薬液（水虫薬をアルコールにて希釈したもの）に浸漬して表皮を柔らかくしたので、根深い水虫菌の殺菌・消毒効果は大きく、またそれを連続数回繰り返すことで、水虫菌を死滅させ、繁殖をゆるさず、水虫菌を根絶することができる。さらに治療中の治療用具の外観は他人からは分からない。また靴を殺菌・消毒することで、靴の悪臭を消す事が出来る。

10

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の断面図を示す。

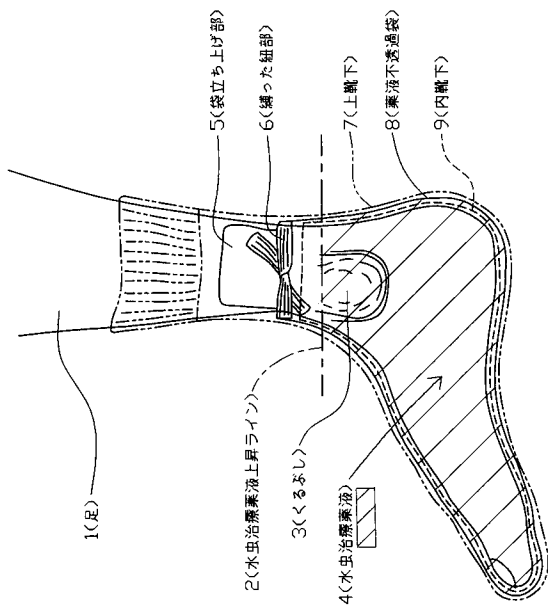
【図2】本発明の薬液不透過袋8を示す。

【符号の説明】

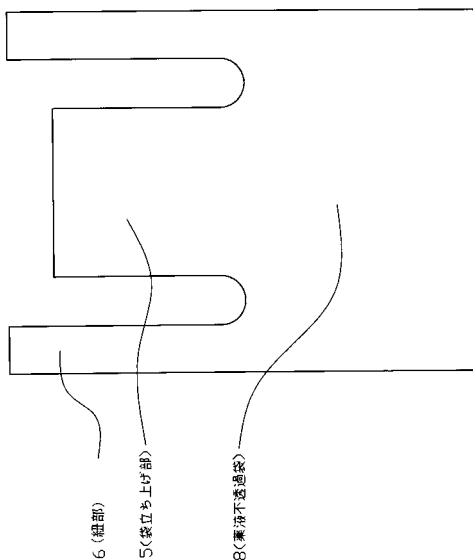
- 1...足、2...水虫治療薬液上昇ライン、
- 3...くるぶし、4...水虫治療薬液、
- 5...袋立ち上げ部、6...紐部、
- 7...上靴下（押上げ用靴下）、
- 8...薬液不透過袋、9...内靴下。

20

【図1】



【図2】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平4 - 5 1 9 2 9 ( J P , U )  
実開平4 - 4 4 9 1 9 ( J P , U )  
実開昭5 9 - 1 7 7 4 4 6 ( J P , U )  
実開昭5 9 - 3 6 3 4 6 ( J P , U )  
特開平1 - 1 2 5 3 2 6 ( J P , A )  
特開昭6 4 - 2 9 3 1 5 ( J P , A )

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

A61M35/00  
A61F13/06  
A61K31/00  
A61K35/00